

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 7 年 9 月 1 2 日
担 当 課	下水道整備課

契約業者名・住所	株式会社 富士技術サービス 千葉県野田市尾崎 32-1
工事等の名称	長津川第 1 号雨水幹線工事(2・1 工区)に伴う損失補償額算定及び補償交渉業務委託
工事等の場所	松戸市中和倉地先
種 別	「補償：事業損失」及び「補償：補償関連」
工事等期間	令和 7 年 9 月 13 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
契約金額	2, 8 9 3, 0 0 0 円
工事等の概要	損失補償額算定及び補償交渉・・・一式
随意契約の理由	本業務委託は、令和 6 年度に実施した家屋事後調査委託の調査結果に基づき、当該工事により被害を与えた家屋等の損失補償額の積算をして、補償交渉を行うものです。 契約については、補償関係業務全般における業務の一貫性及び効率的な損失補償額の算定が必要不可欠なものであることから、家屋事後調査業務を通し現地の状況等を詳細に熟知して同一視点にたったの比較検討、より適切な損失補償額の算定ができ、補償交渉に精通している者が適当であると考えられるため、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により、随意契約とするものです。